

## 公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会

### 寄附金等取扱規程

#### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会（以下「協会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 一般寄附金 使途を特定せずに広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金。
- 二 特定寄附金 広く一般社会に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金。
- 三 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金。

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

#### (一般寄附金の募集)

第3条 協会は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集する。

#### (特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集の趣旨若しくは目的、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他寄附金の募集に必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、募金目論見書のホームページ上の公開をもって交付に代えることができる。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金、特定寄附金及び特別寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び公益認定書写しを寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、協会の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 協会は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、当該報告書のホームページ上の公開をもって交付に代えることができる。

- 2 協会は、特定寄附金及び特別寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、当該収支決算書及び報告書のホームページ上の公開をもって交付に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 協会は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。受領に際して寄附申込書により寄附者の資金使途等の意思を確認するものとする。

- 2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法に係る条件が付されているときは、その受領及び取扱いにつき理事会の承認を求めなければならない。
- 3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、理事会の承認を得て当該寄附金を辞退しなければならない。

- 一 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合。

- 二 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合。
- 三 寄附金の受け入れに起因して、協会が著しく資金負担が生ずる場合。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、協会の事業の大幅な変更又は管理等の相当のリスク等により支障があると認められるもの及び協会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合。

(管理費)

第9条 協会は、特別寄附金を、寄附金の額の30%を上限として、管理費に使用することができる。ただし、寄附金の額が10万円未満である場合はこの限りではない。

(情報公開)

第10条 協会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第11条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(その他)

第12条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成26年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月9日から改定する。